

サーベイランス仕様書

2021年6月21日

特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会
情報セキュリティサービス基準審査登録委員会

1. 件名

情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト掲載サービスのサーベイランス業務

2. 目的

2021年3月末時点で情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（以下、「リスト」と言います。）に掲載されているサービス及びその提供事業者を対象とするサーベイランスに関して、利害関係を有しない監査業務経験者の立場である専門評価員が、関連文書の審査、調査対象事業者への訪問調査等のサーベイランス業務を実施する。

3. 作業内容及び実施方法

(1) サーベイランス項目の作成

特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「JASA」という。）が契約時に指定するサービスについて、当該サービスの提供事業者（以下、「調査対象事業者」という。）による申請書類、及び JASA が提供するチェックリスト雛形（本仕様書巻末の別紙1～4参照）をもとに、申請書類に記載された内容が信じるに足り、虚偽がないことを確認するために必要と考えられるサーベイランス項目を作成し、JASA の承認を得ること。なお、チェックリスト雛形は契約時に Microsoft Excel ワークシート形式の電子ファイルにて提供する。雛形の変更の必要がなければそのままサーベイランスに使用して差し支えない。

(2) サーベイランスの実施

(1) で作成したサーベイランス項目について、次の2種類の調査を通じて確認すること。

① 文書調査

調査対象事業者が提供する、次に例示するような文書をもとにサーベイランス項目の確認を行う。

- ・要員リスト
- ・要員の有する資格や活動、教育・研修受講等に関するエビデンスに相当する文書
- ・品質管理マニュアルに相当する文書
- ・各種手続に関する文書

なお、サーベイランスに必要な文書は、(1) の結果をもとに JASA から調査対象事業者に提供ないし開示を求めることとし、本業務の受託者から調査対象事業者に依頼する必要

はない。ただし、調査対象事業者が文書の開示場所を調査対象事業者の事業所に指定した場合は、②の調査を実施する際に確認するようにすること。

また、文書調査を通じて申請書類と文書調査で確認した文書との内容の不整合等が認められた場合は、②の訪問調査の際にその理由等について確認すること。

② 訪問調査

調査対象事業者を訪問することにより、以下の確認を行う。

- ・調査対象事業者の事業所での開示と指定された文書の確認
- ・①で実施する文書調査では把握困難ないし把握不十分な項目についての、調査対象事業者の担当者へのヒアリング調査による確認（このとき、品質管理責任者へのヒアリング調査は必ず行うこと）
- ・申請書類と文書調査で確認した文書との内容の不整合等についての確認

実施に際しては、最小限の訪問調査で必要な情報を得られるよう、ヒアリング対応者等に関して調査対象事業者と適宜調整を行った上で実施すること。

(3) サーベイランス報告書の作成

(2)の結果をサーベイランス報告書としてとりまとめる。サーベイランス報告書には、次の内容を含めること。

- ・サーベイランス項目の選定意図
- ・サーベイランス項目毎の確認内容（参照した文書等、確認結果）
- ・申請書類との不整合が存在した場合、その発生経緯
- ・上記2点を踏まえた申請書類の記載内容の妥当性についての判断

4. 納入物

作業報告書 一式

5. 納入条件

納入期日： 2021年12月31日

納入場所： 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会

6. その他

業務遂行に際して本仕様で判断不能な事項が発生した場合は、双方協議の上決定する。

以上